

要支援者の避難に対する 市民への周知は

石崎 誠子議員



周知も含め啓発の充実に努めていきたい

企画政策部長



▲「避難行動要支援者名簿」平時から活用を

問 避難行動要支援者の個別避難計画作成が市町村の努力義務となったが、現在の作成状況は。

答 作成対象者は、災害時に手助けが必要な方で、ひとり暮らし高齢者、要

介護3以上の在宅者、身体障害者1・2級の方、療育手帳A判定の方、精神障害者保健福祉手帳1級の方など、令和4年2月末現在、3481人。

そのうち、今年度、モデルケースとして10件程度を目標に、個々の状況や内容等を検討し、年度末完成予定で作業を進めている。

問 計画作成にあたり、モデル地区を選定するなど、具体的な進め方は。

答 自主防災組織、民生委員、社会福祉協議会、福祉事業者などの協力を得て進めていきたい。

問 避難行動要支援者対策には、福祉と防災双方の視点や知識が必要となるが、市の体制は。

問 個別避難計画では避難先を指定するため、福祉避難所への直接避難の仕組みと受入れ体制の整備も併せて検討する必要があると考えるが、現状と課題、その対策は。

答 現在、福祉避難所として、高齢者施設、障害者施設、子育て施設など30カ所と協定を結んでいるが、マニュアルの見直し、再協定などを行う必要がある。令和4年度以降、マニュアルの見直しを進めていく。

問 避難行動要支援者避難支援プランを作成し、関係課と連携・協力を図っていく。

答 現在、福祉避難所として、高齢者施設、障害者施設、子育て施設など30カ所と協定を結んでいるが、マニュアルの見直し、再協定などを行う必要がある。令和4年度以降、マニュアルの見直しを進めていく。

問 避難行動要支援者の避難には、地域の支援が欠かせないことから、自主防災会で名簿の活用や訓練が重要となる。前向きな活動につながるには、避難行動要支援者や個別避難計画に対する市民の理解を深める周知が必要と考えるが、如何か。

答 自主防災組織や自治会等の地元の協力が必要。これまで自助と共助の重要性は啓発をしているが、個別避難計画の作成など具体的な取り組みについては十分に周知出来ていない状況。今後は、取り組み内容の周知も含め啓発の充実に努めていきたい。